二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年一月十一日農林水産省告示第三十二号、平成七年八月三十日農林水産省告示第千三百六十九号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字福永字坂ノ前五八、字庵住谷三六三の一、三六五、三六六、字北ノ谷三七四、三七五、三七七の一、字倉ノ谷三八〇の一、三八三、四〇六、字北谷四〇〇の一、四〇三の一、字伊屋谷四一〇の六、四一〇の二八、四一〇の二九、字赤松谷東平四一四の一、字粥餅谷四六九、四七〇、四七六、四七八、大字大杉字芭蕉六五一の一、字上鎌谷七六五の一、七六五の二、字深谷七七六、字西山八〇八の一、八〇八の六、八〇八の七、字城内谷八五五、字生田平八七六の四、八七六の一四、字栃谷八八四の二、八八五の一、八八六の一、大字野井倉字袋尻六六四の二八、六六四の二九、六六四の三四、六六四の三五、字興家六八六、字一向平ル六八八の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊屋谷四一〇の六、四一〇の二八、四一〇の二九、字赤松谷東平四一四の一、字粥餅谷四六九、四七〇、四七六、四七八、字芭蕉六五一の一、字上鎌谷七六五の一、七六五の二、字生田平八七六の四、八七六の一四、字栃谷八八五の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

二
(一)　所　鳥取県東伯郡琴浦町大字福永字三郎谷三六一の一、字庵住谷三六七の一、三六八の一、字北ノ谷三七〇から三七二まで、字倉ノ谷三八一、三八二の一、三八二の二、字滝ノ谷三八五の一、三八六の一から三八六の三まで、三九〇の一、字北谷四〇〇の一〇、字赤松谷東平四二〇の一、四二〇の二、四二一の一、四二一の二、字向ヒラ四四一の一から四四一の三まで、四四七、字倉坂越四六〇、字西ヒラ四六八、大字野井倉字袋尻六六四の一、六六四の八、六六四の九、六六四の一六、六六四の一七、六六四の二二、六六四の二三、六六四の五四、字宮ノ谷三六一から三六三まで、三六五、大字三本杉字男女川西谷九八、九九、字男女川東谷一〇五、一〇七、一〇八、字見平ラ一一三から一一五まで、字良津カフ東平ラ一二五、一三〇
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町関金宿字池谷口二一四一の一から二一四一の三まで、二一四一の四（次の図に示す部分に限る。）、二一四一の五から二一四一の一二まで、二一四一の一五から二一四一の三九まで、二一四一の四一から二一四一の五二まで、二一四一の五四、二一四一の五九、二一四一の六一、二一四二の一から二一四二の五三まで、二一四二の五五から二一四二の七一まで、二一四二の七八、二一四二の八三、二一四二の九〇、二一四二の九一、二一四二の九三、二一四二の九四、二一四二の九六、字本堂山二一三二の一、二一三三の一、字大黒二二四七の一、二二四七の二、二二四八、二二四九の一、二二四九の二、二二五〇の一から二二五〇の三まで、二二五一から二二五五まで、二二五六の一、字沢谷二二五九の一、二二五九の二、二二六〇の一から二二六〇の六まで、字東曽谷尻二四六九の一、二四六九の二、二四七二の一から二四七二の六まで、字東中曽谷二五三四の一、二五三七の一、二五三七の二、二五三九の一、二五三九の二、二五四四から二五四七まで、二五四八の一から二五四八の一二まで、二五四九の二、二五四九の三、二五五〇から二五五三まで、字奥曽谷山二六二三の一から二六二三の一四まで、二六二四の一、二六二四の二、二六二五、二六二六、二六二七の一から二六二七の一〇まで、字西中曽谷二六二八の一から二六二八の二九まで、二六二九、関金町山口字小黒下モ平ラ一九七の一、一九七の二、一九八、一九九、字小黒上ミノ平ラ二〇〇、二〇三、二〇四、字扇谷二〇五、二〇六、字山黒谷二八九の一、二八九の二、二九二、字黒谷西平ラ三四九の一、三五〇の一、三五一の一、三五二の一、字立岩八二七の一、八二八の一、八二九の一、字明ノ目八三三の一、八三四の一から八三四の一五まで、八三五の一、八三五の二、八三五の一二まで、八三五の一九、八三五の二三、八三五の二八、字西大河原八三九の四から八三九の一〇まで、八三九の一八、八四〇から八四四まで、字大河原奥一〇四一、字水上ミ一〇四二から一〇四四まで、一〇四五の一から一〇四五の三まで、字山東大河原一〇五六、一〇五八、字山白水一一五四の二、一一五四の三、一一五四の六から一一五四の八まで、字山矢櫃一三七八の二から一三七八の二二まで、一三七八の二六、一三八七の一、一三八七の二、一三八九から一三九二まで、字山船ヶ谷一五〇七の一一から一五〇七の五六まで、一五〇七の七〇から一五〇七の七三まで、一五〇七の九三から一五〇七の九六まで、字山万上奥一八七九の二から一八七九の五六まで、一八七九の五八から一八七九の六〇まで、一八七九の六二、一八七九の六三、一八七九の六五から一八七九の六九まで、一八七九の七八から一八七九の八二まで、字山加例谷一八九三の三、一八九三の四、一八九三の六、一八九三の七、一八九三の一〇、一八九三の一一、字浅井川西一九四一の四、一九四一の五、一九四一の七、一九四一の八、字浅井本谷一九四四の二（次の図に示す部分に限る。）、一九四四の三、一九四四の一一、一九四四の一二、一九四四の四一、一九四四の四五、字良源寺一九四五の五（次の図に示す部分に限る。）、字浅井川東二〇二八の一、二〇二九の三、二〇三〇の一、二〇三〇の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇三〇の三から二〇三〇の一九まで、二〇三〇の二一から二〇三〇の二九まで、二〇三〇の三一、二〇三〇の三三、二〇三〇の三六から二〇三〇の三八まで、二〇三〇の五一、二〇三〇の五